

香川県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成28年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県条例第34号**

香川県税条例等の一部を改正する条例  
(香川県税条例の一部改正)

第1条 香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(法人の事業税の税率) 第42条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の1.2</u>を乗じて得た金額 イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.5</u>を乗じて得た金額 ウ 略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の1.9</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の2.7</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の3.6</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) 略 2・3 略 4 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の1.2</u>を乗じて得た金額</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の1.9</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の2.7</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6	<p>(法人の事業税の税率) 第42条 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第4項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.72</u>を乗じて得た金額 イ 各事業年度の資本金等の額に<u>100分の0.3</u>を乗じて得た金額 ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の3.1</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の4.6</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;">100分の6</td> </tr> </table> <p>(2)・(3) 略 2・3 略 4 他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に<u>100分の0.72</u>を乗じて得た金額</p>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の6
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の1.9</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の2.7</u>												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の3.6												
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.1</u>												
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の4.6</u>												
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	100分の6												

- イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.5を乗じて得た金額  
ウ 各事業年度の所得に100分の3.6を乗じて得た金額  
(2)・(3) 略

#### 附 則

(法人の事業税の税率の特例)

- 30 平成28年4月1日以後に開始する各事業年度（法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税についての第42条の規定の適用については、第42条第1項第1号ウの表中「100分の1.9」とあるのは「100分の0.3」と、「100分の2.7」とあるのは「100分の0.5」と、「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第3項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第4項第1号ウ中「100分の3.6」とあるのは「100分の0.7」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」とする。

(認定長期優良住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

- 32 法附則第11条第9項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「記載した申告書を」とあるのは「記載した申告書に、当該住宅が法附則第11条第9項に規定する認定長期優良住宅であることを証する書類を添付して、」と、「その申告書」とあるのは「その申告書及びこれに添付すべき書類」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(サービス付き高齢者向け住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

- 33 法附則第11条第12項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「記載した申告書を」とあるのは「記載した申告書に、

- イ 各事業年度の資本金等の額に100分の0.3を乗じて得た金額  
ウ 各事業年度の所得に100分の6を乗じて得た金額  
(2)・(3) 略

#### 附 則

(法人の事業税の税率の特例)

- 30 平成27年4月1日以後に開始する各事業年度（法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。）に係る法人の事業税についての第42条の規定の適用については、第42条第1項第1号ウの表中「100分の3.1」とあるのは「100分の1.6」と、「100分の4.6」とあるのは「100分の2.3」と、「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第3項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第4項第1号ウ中「100分の6」とあるのは「100分の3.1」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」とする。

(認定長期優良住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

- 32 法附則第11条第10項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「記載した申告書を」とあるのは「記載した申告書に、当該住宅が法附則第11条第10項に規定する認定長期優良住宅であることを証する書類を添付して、」と、「その申告書」とあるのは「その申告書及びこれに添付すべき書類」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(サービス付き高齢者向け住宅の取得に対する不動産取得税の申告の手続)

- 33 法附則第11条第13項の規定により読み替えて適用する法第73条の14第1項の規定の適用を受けようとする者に対する第49条の規定の適用については、同条第1項中「記載した申告書を」とあるのは「記載した申告書に、

当該住宅が法附則第11条第12項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、」と、「その申告書」とあるのは「その申告書及びこれに添付すべき書類」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

35 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年(施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年)」とする。

(自動車税の税率の特例)

40 次の各号に掲げる自動車(法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車(以下「電気自動車」という。))、同項に規定する天然ガス自動車(以下「天然ガス自動車」という。))、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する平成28年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「新車新規登録」という。)を受けたもの
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

略

当該住宅が法附則第11条第13項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であることを証する書類その他知事が必要と認める書類を添付して、」と、「その申告書」とあるのは「その申告書及びこれに添付すべき書類」と、同条第3項中「法第73条の14第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項」とあるのは「当該申告書には同項」とする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の申告及び還付の申請の特例)

35 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第73条の24第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第50条及び第52条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年(施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年)」とする。

(自動車税の税率の特例)

40 次の各号に掲げる自動車(法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車(以下「電気自動車」という。))、同項に規定する天然ガス自動車(以下「天然ガス自動車」という。))、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

41 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成26年度分の自動車税に係る第88条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

第88条第1項第1号ア	7,500円	8,200円
	8,500円	9,300円
	9,500円	10,400円
	13,800円	15,100円
	15,700円	17,200円
	17,900円	19,600円
	20,500円	22,500円
	23,600円	25,900円
	27,200円	29,900円
	40,700円	44,700円
第88条第1項第1号イ	29,500円	32,400円
	34,500円	37,900円
	39,500円	43,400円
	45,000円	49,500円
	51,000円	56,100円
	58,000円	63,800円
	66,500円	73,100円
	76,500円	84,100円
第88条第1項第2号ア	88,000円	96,800円
	111,000円	122,100円
	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円

	<u>12,000円</u>	<u>13,200円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>20,300円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>24,200円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>28,000円</u>
	<u>29,500円</u>	<u>32,400円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>5,100円</u>
<u>第88条第1項第2号イ</u>	<u>8,000円</u>	<u>8,800円</u>
	<u>11,500円</u>	<u>12,600円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>17,600円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>22,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>28,000円</u>
	<u>3万円</u>	<u>33,000円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>38,500円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>44,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>6,900円</u>
<u>第88条第1項第2号ウ(ア)</u>	<u>7,500円</u>	<u>8,200円</u>
	<u>15,100円</u>	<u>16,600円</u>
<u>第88条第1項第2号ウ(イ)</u>	<u>10,200円</u>	<u>11,200円</u>
	<u>20,600円</u>	<u>22,600円</u>
<u>第88条第1項第3号ア(イ)</u>	<u>26,500円</u>	<u>29,100円</u>
	<u>32,000円</u>	<u>35,200円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>41,800円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>48,400円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>55,500円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>62,700円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>70,400円</u>
<u>第88条第1項第3号イ</u>	<u>33,000円</u>	<u>36,300円</u>
	<u>41,000円</u>	<u>45,100円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>53,900円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>62,700円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>72,000円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>81,400円</u>

	83,000円	91,300円
第88条第1項第4号	4,500円	4,900円
	6,000円	6,600円
第88条第1項第5号	23,600円	25,900円
	27,600円	30,300円
	31,600円	34,700円
	36,000円	39,600円
	40,800円	44,800円
	46,400円	51,000円
	53,200円	58,500円
	61,200円	67,300円
	70,400円	77,400円
	88,800円	97,600円
第88条第3項第1号	6,500円	7,100円
	9,000円	9,900円
	12,000円	13,200円
	15,000円	16,500円
	18,500円	20,300円
第88条第3項第2号	8,000円	8,800円
	11,500円	12,600円
	16,000円	17,600円
	20,500円	22,500円
	25,500円	28,000円
第88条第4項第1号	3,700円	4,100円
	4,700円	5,200円
	6,300円	6,900円
第88条第4項第2号	5,200円	5,700円
	6,300円	6,900円
	8,000円	8,800円

42 次に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車  
が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた  
場合にあっては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年

4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、法附則第12条の3第4項第2号に規定する平成21年天然ガス車基準（以下「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に定めるもの

(3) 法附則第12条の3第4項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車

(4) 法附則第12条の3第4項第4号に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同号に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が同号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第6項に定めるもの

第88条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第88条第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	2万円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円

	<u>66,500円</u>	<u>33,500円</u>
	<u>76,500円</u>	<u>38,500円</u>
	<u>88,000円</u>	<u>44,000円</u>
	<u>111,000円</u>	<u>55,500円</u>
<u>第88条第1項第2号ア</u>	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,500円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>2,400円</u>
<u>第88条第1項第2号イ</u>	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>11,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>3万円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>17,500円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>
<u>第88条第1項第2号ウ(ア)</u>	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>15,100円</u>	<u>8,000円</u>
<u>第88条第1項第2号ウ(イ)</u>	<u>10,200円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>20,600円</u>	<u>10,500円</u>
<u>第88条第1項第3号ア(ア)</u>	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>14,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>2万円</u>	<u>1万円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>11,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>14,500円</u>



第88条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第88条第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第88条第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第88条第1項第5号	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第88条第3項第1号	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
第88条第3項第2号	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円

	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
第88条第4項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第88条第4項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

43 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第7項に定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては、平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第1項第1号ア	7,500円	6,000円
	8,500円	6,500円
	9,500円	7,500円
	13,800円	10,500円
	15,700円	12,000円
	17,900円	13,500円
	20,500円	15,500円
	23,600円	18,000円
	27,200円	20,500円
	40,700円	31,000円
第88条第1項第1号イ	29,500円	22,500円
	34,500円	26,000円
	39,500円	3万円

	<u>45,000円</u>	<u>34,000円</u>
	<u>51,000円</u>	<u>38,500円</u>
	<u>58,000円</u>	<u>43,500円</u>
	<u>66,500円</u>	<u>5万円</u>
	<u>76,500円</u>	<u>57,500円</u>
	<u>88,000円</u>	<u>66,000円</u>
	<u>111,000円</u>	<u>83,500円</u>
<u>第88条第1項第2号ア</u>	<u>6,500円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>11,500円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>14,000円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>16,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>19,500円</u>
	<u>29,500円</u>	<u>22,500円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>3,500円</u>
<u>第88条第1項第2号イ</u>	<u>8,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>11,500円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>12,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>15,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>19,500円</u>
	<u>3万円</u>	<u>22,500円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>26,500円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>30,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>4,700円</u>
<u>第88条第1項第2号ウ(ア)</u>	<u>7,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>15,100円</u>	<u>11,500円</u>
<u>第88条第1項第2号ウ(イ)</u>	<u>10,200円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>20,600円</u>	<u>15,500円</u>
<u>第88条第1項第3号ア(ア)</u>	<u>12,000円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>14,500円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>13,500円</u>
	<u>2万円</u>	<u>15,000円</u>

	<u>22,500円</u>	<u>17,000円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>19,500円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>22,000円</u>
<u>第88条第1項第3号ア(イ)</u>	<u>26,500円</u>	<u>2万円</u>
	<u>32,000円</u>	<u>24,000円</u>
	<u>38,000円</u>	<u>28,500円</u>
	<u>44,000円</u>	<u>33,000円</u>
	<u>50,500円</u>	<u>38,000円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>43,000円</u>
	<u>64,000円</u>	<u>48,000円</u>
<u>第88条第1項第3号イ</u>	<u>33,000円</u>	<u>25,000円</u>
	<u>41,000円</u>	<u>31,000円</u>
	<u>49,000円</u>	<u>37,000円</u>
	<u>57,000円</u>	<u>43,000円</u>
	<u>65,500円</u>	<u>49,500円</u>
	<u>74,000円</u>	<u>55,500円</u>
	<u>83,000円</u>	<u>62,500円</u>
<u>第88条第1項第4号</u>	<u>4,500円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>6,000円</u>	<u>4,500円</u>
<u>第88条第1項第5号</u>	<u>23,600円</u>	<u>18,000円</u>
	<u>27,600円</u>	<u>21,000円</u>
	<u>31,600円</u>	<u>24,000円</u>
	<u>36,000円</u>	<u>27,000円</u>
	<u>40,800円</u>	<u>31,000円</u>
	<u>46,400円</u>	<u>35,000円</u>
	<u>53,200円</u>	<u>4万円</u>
	<u>61,200円</u>	<u>46,000円</u>
	<u>70,400円</u>	<u>53,000円</u>
	<u>88,800円</u>	<u>67,000円</u>
<u>第88条第3項第1号</u>	<u>6,500円</u>	<u>5,000円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>7,000円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>11,500円</u>

	18,500円	14,000円
第88条第3項第2号	8,000円	6,000円
	11,500円	9,000円
	16,000円	12,000円
	20,500円	15,500円
	25,500円	19,500円
第88条第4項第1号	3,700円	2,800円
	4,700円	3,500円
	6,300円	5,000円
第88条第4項第2号	5,200円	4,000円
	6,300円	5,000円
	8,000円	6,000円

41 略

- (1) 略
- (2) 天然ガス自動車のうち、法附則第12条の3第3項第2号に規定する平成21年天然ガス車基準（以下「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に定めるもの
- (3) 法附則第12条の3第3項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) 法附則第12条の3第3項第4号に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同号に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上かつ同号に規定する平成32年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が同号に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規

44 次に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車  
が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた  
場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年  
4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあ  
つては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表  
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 略
- (2) 天然ガス自動車のうち、平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、  
窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値  
の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項に定めるもの
- (3) 法附則第12条の3第4項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車
- (4) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分  
の120を乗じて得た数値以上かつ法附則第12条の3第6項第4号に規定  
する平成32年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち、窒素酸化  
物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないも  
ので施行規則附則第5条の2第9項に定めるもの

則附則第5条の2第6項に定めるもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第7項に定めるものに適合するもの  
略

42 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項に定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第88条第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第88条第1項第1号イ	29,500円	15,000円
	34,500円	17,500円
	39,500円	2万円
	45,000円	22,500円
	51,000円	25,500円
	58,000円	29,000円

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第10項に定めるものに適合するもの  
略

45 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、附則第42項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	<u>66,500円</u>	<u>33,500円</u>
	<u>76,500円</u>	<u>38,500円</u>
	<u>88,000円</u>	<u>44,000円</u>
	<u>111,000円</u>	<u>55,500円</u>
<u>第88条第1項第2号ア</u>	<u>6,500円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>9,000円</u>	<u>4,500円</u>
	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>
	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,500円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>4,700円</u>	<u>2,400円</u>
<u>第88条第1項第2号イ</u>	<u>8,000円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>11,500円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>16,000円</u>	<u>8,000円</u>
	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>3万円</u>	<u>15,000円</u>
	<u>35,000円</u>	<u>17,500円</u>
	<u>40,500円</u>	<u>20,500円</u>
	<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>
<u>第88条第1項第2号ウ(ア)</u>	<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>
	<u>15,100円</u>	<u>8,000円</u>
<u>第88条第1項第2号ウ(イ)</u>	<u>10,200円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>20,600円</u>	<u>10,500円</u>
<u>第88条第1項第3号ア(ア)</u>	<u>12,000円</u>	<u>6,000円</u>
	<u>14,500円</u>	<u>7,500円</u>
	<u>17,500円</u>	<u>9,000円</u>
	<u>2万円</u>	<u>1万円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>11,500円</u>
	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>
	<u>29,000円</u>	<u>14,500円</u>

第88条第1項第3号ア(イ)	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第88条第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第88条第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第88条第1項第5号	23,600円	12,000円
	27,600円	14,000円
	31,600円	16,000円
	36,000円	18,000円
	40,800円	20,500円
	46,400円	23,500円
	53,200円	27,000円
	61,200円	31,000円
	70,400円	35,500円
	88,800円	44,500円
第88条第3項第1号	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
第88条第3項第2号	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円



	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
第88条第4項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第88条第4項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

46 附則第42項（第4号に係る部分に限る。）及び第43項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第12項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、法附則第12条の3第8項に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第13項に定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、附則第42項第4号中「同号に規定する平成27年度基準エネルギー消費効率（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、「施行規則附則第5条の2第6項に定めるもの」とあるのは「施行規則附則第5条の2第6項第2号及び同条第14項の規定により読み替えて適用する同条第6項第1号に掲げる要件に該当するもの」と、附則第43項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と、「施行規則附則第5条の2第7項に定めるもの」とあるのは「施行規則附則第5条の2第7項第2号及び同条第14項の規定により読み替えて適用する同条第7項第1号に掲げる要件に該当するもの」と読み替えるものとする。

43～49 略

47～53 略

（香川県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 香川県税条例の一部を改正する条例（平成27年香川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3の表中第42条第1項第1号及び同条第4項第1号並びに附則第30項の改正規定を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(1) 第 1 の表の改正部分及び附則第 6 項の規定 公布の日</p> <p>(2) 第 2 の表の改正部分並びに附則第 5 項、<u>第 7 項及び第 8 項</u>の規定 平成28年 1 月 1 日</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 第 3 の表中<u>第41条第 2 項並びに第42条第 1 項及び第 3 項</u>の改正規定 平成29年 4 月 1 日</p> <p>(個人の県民税に関する経過措置)</p> <p>5 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 第 1 の表の改正部分及び附則第<u>11項</u>の規定 公布の日</p> <p>(2) 第 2 の表の改正部分並びに附則第 5 項、<u>第12項及び第13項</u>の規定 平成28年 1 月 1 日</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 第 3 の表中<u>第41条の改正規定及び第42条の改正規定</u>（「及び保険業」を「、<u>保険業及び貿易保険業</u>」に改める部分に限る。） 平成29年 4 月 1 日</p> <p>(個人の県民税に関する経過措置)</p> <p>5 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(法人の事業税に関する経過措置)</u></p> <p>6 <u>第 3 の表の改正部分による改正後の第42条第 1 項第 1 号及び第 4 項第 1 号並びに附則第30項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。</u></p> <p>7 <u>新法第72条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる法人（他の 2 以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成29年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度の新法第72条の12第 1 号イに規定する付加価値額（当該事業年度が 1 年に満たない場合にあつては、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下同じ。）で除して計算した金額。以下「調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、<u>第 3 の表の改正部分による改正後の附則第30項の規定により読み替えられた第 3 の表の改正部分による改正後の第42条第 1 項第 1 号に規定する合計</u></u></p>

額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新法第72条の25の規定によって納付すべき事業税額、新法第72条の28の規定によって納付すべき事業税額又は新法第72条の29の規定によって納付すべき事業税額（以下「事業税額」という。）から控除するものとする。

(1) 当該事業年度の新法第72条の12第1号イに規定する付加価値額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。附則第9項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成28年3月31日現在における第3の表の改正部分による改正前の第42条第1項第1号アに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

(2) 当該事業年度の新法第72条の12第1号ロに規定する資本金等の額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた額とする。附則第9項において「課税標準資本金等の額」という。）に、平成28年3月31日現在における第3の表の改正部分による改正前の第42条第1項第1号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

(3) 当該事業年度の新法第72条の12第1号ハに規定する所得を第3の表の改正部分による改正後の第42条第1項第1号ウの表の左欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により区分し、関係都道府県に分割された後の金額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成28

年3月31日現在における当該区分に応ずる第3の表の改正部分による改正前の附則第30項の規定により読み替えられた第3の表の改正部分による改正前の第42条第1項第1号ウの表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

8 新法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

9 新法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、第3の表の改正部分による改正後の附則第30項の規定により読み替えられた第3の表の改正部分による改正後の第42条第4項第1号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

(1) 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成28年3月31日現在における第3の表の改正部分による改正前の第42条第4項第1号アに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

(2) 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成28年3月31日現在における第3の表の改正部分による改正前の第42条第4項第1号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

(3) 当該事業年度の新法第72条の12第1号ハに規定する所得を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の金額（当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における第3の表の改正部分による改正前の附則第30項の規定により読み替えられた第3の表の改正部分による改正前の第42条第4項第1号ウに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

10 新法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に40億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

6～8 略

11～13 略

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。  
(法人の事業税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の香川県税条例（以下「改正後の条例」という。）第42条第1項第1号及び第4項第1号並びに附則第30項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 3 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の新法第72条の12第1号イに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。以下同じ。）で除して計算した金額。次項から附則第6項までにおいて「平成28年度分調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、当該事業年度に係る改正後の条例附則第30項の規定により読み替えられた改正後の条例第42条第1項第1号に規定する合計額（次項において「平成28年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資

本金等の額又は所得について新法第72条の25の規定により申告納付すべき事業税額、新法第72条の28の規定により申告納付すべき事業税額又は新法第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（次項から附則第6項までにおいて「平成28年度分法人事業税額」という。）から控除するものとする。

(1) 当該事業年度の新法第72条の12第1号イに規定する付加価値額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の付加価値額とし、当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成28年3月31日現在における第1条の規定による改正前の香川県税条例（以下「改正前の条例」という。）第42条第1項第1号アに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

(2) 当該事業年度の新法第72条の12第1号ロに規定する資本金等の額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に1,000円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成28年3月31日現在における改正前の条例第42条第1項第1号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

(3) 当該事業年度の新法第72条の12第1号ハに規定する所得を改正後の条例第42条第1項第1号ウの表の左欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（他の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあっては、新法第72条の48の規定により区分し、関係都道府県に分割した後の金額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成28年3月31日現在における当該区分に応ずる改正前の条例附則第30項の規定により読み替えられた改正前の条例第42条第1項第1号ウの表の右欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

4 新法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成28年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成28年度分調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成28年度分法人事業税額から控除するものとする。

5 新法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（他の2以上の都道府県においても事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、施行日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る改正後の条例附則第30項の規定により読み替えられた改正後の条例第42条第4項第1号に規定する合計額（次項において「平成28年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の4分の3に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成28年度分法人事業税額から控除するものとする。

(1) 当該事業年度の新法第72条の12第1号イに規定する付加価値額を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の付加価値額（当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における改正前の条例第42条第4項第1号アに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

(2) 当該事業年度の新法第72条の12第1号ロに規定する資本金等の額を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の資本金等の額（当該資本金等の額に1,000円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における改正前の条例第42条第4項第1号イに規定する率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

(3) 当該事業年度の新法第72条の12第1号ハに規定する所得を新法第72条の48の規定により関係都道府県に分割した後の金額（当該金額に1,000円未満

の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)に、平成28年3月31日現在における改正前の条例附則第30項の規定により読み替えられた改正前の条例第42条第4項第1号ウに規定する率を乗じて得た金額を合計した金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額)

- 6 新法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人で、平成28年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成28年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成28年度分調整後付加価値額を控除した額の3倍に相当する額を乗じてこれを40億円で除して得た額に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額)は、平成28年度分法人事業税額から控除するものとする。

(自動車税に関する経過措置)

- 7 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。